社会福祉法人正勇会「報酬等の支給基準」規程

(目的及び意義)
第１条　この規程は、社会福祉法人正勇会（以下「この法人」という。）の定款第２２条の規定に基づき、役員及び会計監査人の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
（１）役員とは、定款第１５条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
（２）役員等とは、前号の役員に評議員及び会計監査人を加えたものをいう。
（３）常勤理事とは、役員のうち、この法人及び法人事業所を主たる勤務場所とする理事をいう。
（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
（５）報酬等とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価及び借入金の連帯保証人の負担額を考慮して受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)
第３条　評議員を除く役員等に対しては、職務執行の対価及び借入金の連帯保証人の負担額を考慮して、評議員会で定める報酬等総額の範囲内において、次の区分に従い算定した額を支給することができる。
（１）常勤理事の報酬等は、別表１に定める額とする。
（２）非常勤役員の報酬は、別表２に定める額とする。
２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の決定）
第４条　前条に定める報酬等の支給額の決定は次のとおりとする。
（１）常勤理事の報酬等及び監事を除く非常勤役員の報酬等は、理事の承認によってその額を決定する。
（２）監事の報酬等は、評議員会の承認によってその額を決定する。

(費用弁償)
第５条　この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
２　常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

（日割計算）
第６条　新たに常勤理事になった者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤理事が退職又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
３　常勤理事が死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。
４　第１項又は第２項に基づき報酬を支給する場合においては、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(支給の方法)
第7条　役員に支給する報酬等及び費用（旅費を除く）は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近く且つ土日、祝祭日にあたらない日に支払うものとする。
2　会計監査人の報酬の支給方法は、会計監査人と協議の上別に定め、費用については、毎月4日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

（支給の形態）
第8条　報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
2　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)
第9条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)
第10条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則
この規程は平成31年4月1日から施行する。
この規程は令和2年6月1日から施行する。
この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表1（常勤理事の報酬等）

名称	報酬（月額）	備考
理事長	1,500,000	

別表2（非常勤役員の報酬等）

	理事	監事	評議員
理事会・評議員会への出席	5,000	5,000	5,000
監事監査等の出席	―	5,000	―